

# くみあいニュース

山口大学教職員組合（2017年2月17日）

第172号（2016年度・第3号）／電話：083-933-5034・メール：[fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp)



## 勤勉手当引上げ（0.1ヶ月）の値切り（0.05ヶ月）は認められない 提案の撤回を求め、2月17日（金）に第2回団体交渉

ニュース第171号でお知らせしたとおり、組合は昨年12月19日に「職員給与決定規則一部改正案」について山口大学と団体交渉を行いました。交渉は、組合から鴨崎委員長・森下書記長等7名、大学側から田中人事労務担当副学長・中島総務部長等8名が出席し午後4時から6時までの2時間行われました。この給与改正案は全体としては人事院勧告にもとづいて決定された国家公務員給与の本俸引き上げ等を踏襲しているものの、昨年に引き続き年間0.1ヶ月分引上げられた勤勉手当について、「厳しい財政事情」を理由に「苦渋の決断」として、今年度限りとは言え0.05ヶ月分のみ引上げに留めるとされています。

## ★法人化後、「賃金の大幅切下げ繰り延べ」「退職金支給率引下げ留保」等、大学側が「譲歩」したことはあったが、人勤による改善分の値切り提案は初めて！

組合は、人事院勧告にもとづく改善分を実施しないという提案は、国立大学法人化後初めての選択であり到底受け入れられないことを強く主張しました。これに対して大学側は「人勤どおりとしなかったことは過去3回あり、初めてのことでない」と回答。その具体例として、「①平成17年度・21年度・22年度の俸給引下げを国は4月1日に遡って実施したが、これを山口大学は12月実施とした。②震災に伴う臨時特例措置による平均7.7%の切下げについて、国は平成24年4月1日実施のところを山口大学は6月1日実施とした。（注：この時は24年度末に減額分の20%相当額を追加支給。さらに、看護師等の医療職については、人材確保と病院収入のために対象外とした。③平成24年度から平成26年度にかけての退職金支給率の段階的切下げに際して、山口大学は平成24年度末は据え置きとした）、との3例を示しましたが、そのいずれもが組合の要求を踏まえて教職員の利益を維持する方向でなされた措置でした。今回のこととは正反対の措置であり、逆にこの提案の不当性を裏付けるものとなっています。

## ☆扶養手当支給額切下げの実施は労働条件の不利益変更、労働契約法違反

### 経営上の必要性・十分な団体交渉・代償措置の実施等が不可欠



組合はさらに、人勤どおりとは言え、現在13,000円である配偶者等に拘わる扶養手当を段階的に切下げ、平成31年度（2019年度）には現在の約4分の1となる3,500円とする提案は明らかな労働条件の不利益変更にあたるものであり到底認められないことを強く主張しました。

労働契約法では、第9条で労働条件の一方的不利益変更を禁止しています。同時に第10条で不利益変更が認められる要件を定めています。具体的には不利益の程度、変更の必要性、就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況、等とされていますが、あくまでも例外規定である上に、判例等では「代償措置その他の労働条件の改善状況」等、全体として厳しい条件が付されています。

## ★「3. 7億円の赤字」のしわ寄せを勤勉手当切下げに求めることは不当

### ～「厳しい財政事情」は、教職員の責任ではない～問われる経営責任

「厳しい財政事情」としてあげられている理由の内、「補助金自己負担分（共同獣医学科関係）の増額分」「創



生科学研究科授業料収入減」等は、もともと予想されていたことであり、当初予算編成時に対処すべきことであつたと言えます。そうした経営陣の責任によって生じた赤字のしわ寄せを教職員の待遇切り下げに求めることは到底容認できることではありません。また、大学側の説明によっても今回の人勤にもとづく改善分の措置を留保している国立大学法人は69大学中7大学前後に留まっていますし、中国地方の国立大学では鳥取大学で扶養手当切り下げの実施を一年見送ること、配偶者がいない場合の一人目の子に対する手当額(11,000円の特例措置)を平成31年度末まで維持することが決っています。

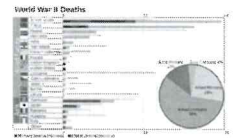
## **勤勉手当支給枠の学長独断での一部凍結は労働契約法違反**

現行の支給率にもとづく12月期の勤勉手当支給に際して、これまで措置してきた「特に優秀な者」について、今期は実施しないと回答されましたが、このことは組合に何ら協議することなく行われたものであり、大きな問題です。勤勉手当について組合は、本来なすべき期末手当に算入して差別なく公平に配分すべきであるとの立場を基本としつつ、部局長等による恣意的な選考を行わないこと等を求めてきました。しかし、2014年(H26年)に大学が組合に提示した資料によれば、一部の教職員ではあるものの、毎回のように「優秀」以上とされている例もあり、問題を残す運用状況となっています。そうした問題点はあるものの、山口大学自身が規則等での支給枠を決めているものを、組合に一切の説明なしに単に「学長裁定」で凍結し、結果として勤勉手当支給総額を削減することは、明らかな労働契約法違反と言えます。

## **軍事目的のための研究推進に慎重な大学、軍事研究禁止を明確にする大学**

### **「安全保障技術研究推進制度」の廃止等を求める署名始まる**

2015年度に3億円の予算で始まった防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」が、2016年度には倍増の6億円、さらに2017年度予算案では一挙に1.8倍の110億円が計上されたことに対する懸念の声が広がりつつあります。



国立大学では広島大学・長崎大学等がこの制度への応募を見合わせる等、慎重に対応している大学があり、私立大学では関西大学が大学として軍事研究の禁止を決める、明治大学が一般紙への一頁全面広告で「人権と平和を探究する大学」として、「軍事利用を目的とする研究・連携活動の禁止」を掲げる等、大学としての強い意思表示も始まっています。

しかし、一昨年(2015年)9月報じられたところによると、2015年度に採択はされなかったものの山口大学から一件の応募があったことが明らかになっています。この他にも、2000年以降、米軍が国内の大学に提供している研究資金について、山口大学が数年間にわたって資金提供を受けていたことも報じられています。

日本学術会議は、第二次世界大戦後の1950年に「科学者としての節操を守るために、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わない」と声明、さらにベトナム戦争等を背景とした1967年には「戦争目的の科学研究を行わない」との声明を発してきましたが、昨年6月に発足させた「安全保障と学術に関する検討委員会」の議論の中間とりまとめ(1/16)では、成果の公開性、自律性、あるいはデュアルユース技術等、様々な議論を行っています。4月の総会でどのような結論を出すのかが注目されています。

マスコミも、朝日新聞が1月15日付で「軍事研究 大学をゆがめかねない」とする社説を発表し、制度への応募が2015年度の109件から2016年度には44件へと大幅に減ったことをあげて、大幅な予算増額の異様さを指摘する等、この問題に注目しています。

今回の署名は、青井未帆(学習院大学教授)・中野晃一(上智大学教授)・野田隆三郎(岡山大学名誉教授)等、著名な大学人20氏の呼びかけで始まったもので、防衛装備庁及び全国の大学・研究機関へ要請するものとなっています。山口大学教職員組合としてもこの署名にとりくむこととしますので、組合員・教職員の皆様のご協力をお願いします。

軍学共同反対の署名簿は4頁に掲載しています。また、インターネットでの署名も可能ですので、<http://no.military-research.jp/shomei/>にアクセスしてください。





2016年(平成28年)12月20日

国立大学法人山口大学

学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 鴨 崎 義 春



### 山口大学職員給与決定規則改正案についての団体交渉を踏まえた申し入れ

このことについて、12月9日の人事課長による当組合への説明会及び12月19日の人事労務担当副学長と当組合との団体交渉の中で、今回の給与規則改正案については、①扶養手当の配偶者分等についての一部切下げは、労働契約法第9条で原則禁止されている「労働条件の不利益変更」にあたる②これまで、人事院勧告にもとづく給与改善についてはすべて実施してきたにも関わらず、本年度分限りとは言え0.1ヵ月分の勤勉手当引き上げ勧告に対して0.05ヵ月分の改善を実施しないことは教職員の期待を裏切る、と指摘し、到底了解できないことを強く主張したところです。なお、これらの措置をやむなしとする「厳しい財政事情」についての十分な資料も提示されておりません。

今回の給与決定規則改正案について、12月26日開催予定の役員会で決定し明年1月1日付けで改正する予定とされていますが、扶養手当については平成29年度からの段階的实施案ですし、勤勉手当の遡及支給は1月1日以後の規則改正であっても実施可能であると考えます。

これらの状況を踏まえて、組合との団体交渉継続を求める次第です。このため当面、下記の資料を速やかに提示いただくようお願いいたします。また、財政事情と今後の見通し及び人件費等についての対応方針について、学長による教職員への説明会開催を求めます。

#### 記

1. 「不足見込額に対する財源捻出案」の内、「人件費の縮減分6,000万円」の根拠としている、①勤勉手当引き上げの一部(0.05ヵ月分)不実施②超過勤務手当の縮減③勤勉手当(優秀者)の抑制、等に関する具体的な資料を提示すること。
2. 「支出抑制による削減見込額の推移」の内、「教員採用抑制」「研究基盤経費の削減」等に関する対応方針の検討状況及びこれによる教育研究面への影響の程度等を明らかにすること。
3. 扶養手当支給額の段階的引き下げという明らかな「労働条件の不利益変更」実施がやむを得ないのであれば、少なくとも何らかの代償措置を具体的に提示すること。
4. この他、①「当初不足見込額3.07億円の主な発生要因」で示されている、社会保険料増額分5,200万円の積算根拠②「28補正計数の主な内訳」であげられている、創成科学研究科の定員割れについての認知状況、についてのより具体的な説明資料を提示すること。

# 防衛装備庁に「安全保障技術研究推進制度」の廃止を要請し、 各大学・研究機関に応募しないよう求める緊急署名

《呼びかけ》

青井未帆（学習院大学教授・憲法学）、池内了（名古屋大学名誉教授・宇宙物理学）、井野博満（東京大学名誉教授、金属材料学）、鶴飼哲（一橋大学教員、フランス文学・思想専攻）、梅原利夫（和光大学教授・教育学）、大石芳野（フォトジャーナリスト・世界平和アピール七人委員会委員）、香山リカ（立教大学教授・精神科医）、川嶋みどり（日本赤十字看護大学名誉教授・看護学）、古賀茂明（元経済産業省官僚、フォーラム4代表）、小沼通二（慶應大学名誉教授・物理学）、佐藤学（学習院大学教授・教育学）、島蘭進（上智大学教授・宗教学）、諏訪原健（筑波大学大学院生）、高橋哲哉（東京大学教授・哲学）、高原孝生（明治学院大学教授・国際政治学）、中野晃一（上智大学教授・政治学）、西川純子（獨協大学名誉教授・経済学）、西谷修（立教大学教授・比較文明学）、西山勝夫（滋賀医科大学名誉教授・医学）、野田隆三郎（岡山大学名誉教授・数学）

安倍内閣は2017年度予算案の中で、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」に110億円を計上しました。これは軍事研究のための競争的資金制度で、その狙いは、防衛装備（兵器・武器）の開発・高度化のために、大学・研究機関が持つ先端科学技術を発掘し活用することです。2015年度3億円の予算で始まり、2016年度6億円と倍増した予算が、一気に110億円の激増することは極めて異常です。

この制度について、防衛装備庁は①基礎研究に対する助成、②研究成果の公開を原則とする、③デュアルユース技術の研究で民生技術への波及効果がある、の3点をあげ、軍事研究に対する科学者や市民の警戒心を和らげようと躍起になっています。しかしこれは次にみるように欺瞞的です。

① 防衛装備庁の「基礎研究」は、防衛装備（兵器・武器）の開発・高度化を目指す一連の研究・開発の第一歩です。「学術的な知識や、製品や利益に直接結びつかない技術と理論の発見に関する研究」と定義される本来の基礎研究とは全く異なるものです。

② 公募要領には「研究成果は公開が原則」と記されていますが、原則と書くのはそうでない場合があるからです。また成果の公開に際しては防衛装備庁の確認が不可欠です。さらに研究の進展状況は防衛装備庁の担当職員により管理され、研究の進め方も干渉を受けます。本制度では、研究成果の公開や学問の自由といった、学術にとっての死活条件は保証されていません。

③ 「デュアルユース」という言葉は、民生技術を軍事研究に用いるための甘い言葉です。研究成果は軍事に独占され、軍事に支障がない範囲で民生目的に使用してもかまわないとなるでしょう。

一挙に110億円となった背景に、昨年夏決まった「防衛技術戦略」があります。20年後を見越し、アメリカと一体となって武器の無人化やスマート化（人工知能）を図るものです。それは秘密研究となる可能性が高く、その成果としての武器は世界に輸出されます。これまで武器と関わることなく民生研究で発展してきた日本の科学・技術が、「軍産学複合体」に組み込まれていきます。科学は人類全体が平和的かつ持続的に発展するための営みではなく、次世代の社会を担う若者を育てる高等教育の在り方をも変質させてしまいます。

私たちは、戦時中に科学者が軍に協力したことの痛切な反省をもとに、「軍事研究を行わない」と誓った戦後の学術の原点に立ち帰って、1を防衛装備庁に要請すると共に、2、3を各大学・研究機関に要望します。

1. 防衛装備庁は「安全保障技術研究推進制度」を廃止する
2. 各大学・研究機関は「安全保障技術研究推進制度」への応募を行わない
3. 各大学・研究機関は軍事的研究資金の受け入れを禁止する規範や指針の策定、平和宣言の制定を検討する

署名欄：

氏名	住所（都道府県までで結構です）または所属（大学・企業等）など	インターネットでの氏名公表の可否

【取り扱い団体】 軍学共同反対連絡会（URL <http://no-military-research.jp/>）

113-0034 東京都文京区湯島 1-9-5 茶州ビル 9階 日本科学者会議 気付 軍学共同反対連絡会

※第一次集約日 2017年2月28日（必着）までに上記住所まで送付してください。